

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 規 則

ページ

○青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 （共同参画社会推進課）	一
○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 （障害福祉課）	一
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則 （薬務課）	二
○覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則 （同）	二
○国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 （国保医療課）	三
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 （道路課）	三
訓 令 甲	
○会計年度任用職員勤務規程の一部を改正する訓令 （人事課）	五
○職員勤務規程の一部を改正する訓令 （行政管理室）	五
告 示	
○道路占用料規程の一部を改正する告示 （道路課）	六
教育委員会	
○職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令 人事委員会	六
○人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則	
○人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の	

## 規 則

一部を改正する規則  
○人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則  
○人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示

八 八 七

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第十六号

## 青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「強姦」を「強姦等」に改める。

様式第一号中「6歳以上18歳未満の方（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を「8歳未満の方」に改める。

様式第二号から様式第四号まで、様式第六号、様式第八号から様式第十号まで及び様式第十二号中「姦」を削る。

## 附 則

## （施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第九号、様式第二号から様式第四号まで、様式第六号、様式第八号から様式第十号まで及び様式第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

2 改正前の青少年健全育成条例施行規則の規定による諸様式（様式第一号を除く。）で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の青少年健全育成条例施行規則の規定によるものとみなす。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

一 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年宮城県規則第六十号）附則第二項

二 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年宮城県規則第六十一号）附則第二項

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三 条 削 除

第八条を次のように改める。

第八 条 削 除

第十一条を次のように改める。

第十 一 条 削 除

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 三三三

様式第三号中「第59条の6第1項」を「第59条の6」に改める。

様式第四号中

麻薬業務所名	所在地

を

麻薬業務所名	免許証の番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
					所在地

に

改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号 三三三

様式第十号を次のように改める。

様式第十号 三三三

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に法人その他の団体である麻薬卸売業者若しくは麻薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許を受けた者がその業務を行う役員を変更した場合における当該変更の届出に係る改正前の様式第一号及び様式第十号については、なお従前の例による。

3 改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定による様式第三号及び様式第四号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定によるものとみなす。

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚醒剤取締法施行細則（平成十二年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条から第十条までの規定中「第十五条第三項」を「第十五条第二項」に改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 三三

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成三十年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十七年厚生省令第十一号」の下に「、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第一百一十一号）」を加える。

第十条第二項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

様式第一号、様式第三号から様式第五号まで、様式第八号、様式第十号、様式第十一号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十六号中「三」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定、様式第三号から様式第五号までの改正規定、様式第八号の改正規定、様式第十号の改正規定、様式第十一号の改正規定、様式第十三号の改正規定、様式第十四号の改正規定及び様式第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路

の構造に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な

道路の構造に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「装置」を「設備」に改め、同項第五号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同項第八号及び第九号中「装置」を「設備」に改め、同項第十三号中「到着」を「到着」に、「装置」を「設備」に改める。

第十四条の次に次の十条を加える。

（旅客特定車両停留施設に設ける通路）

第十五条 条例第二十七条第一項の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

- 一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。
- 二 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。
- ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 条例第二十七条第四項の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

- 一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 二 段差を設ける場合においては、当該段差は、次に定める構造とすること。
- イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(旅客特定車両停留施設に設ける出入口)

第十六条 条例第二十八条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設に設けるエレベーター)

第十七条 条例第二十九条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 籠の内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に昇降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けると。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(旅客特定車両停留施設に設ける傾斜路)

第十八条 条例第三十条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 有効幅員は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合においては、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごと

に踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第二条第二項第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(旅客特定車両停留施設に設けるエスカレーター)

第十九条 条例第三十一条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合においては、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

三 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、止り止めが設けられていること。

2 第三条第二号から第五号まで及び第八号の規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(旅客特定車両停留施設に設ける階段)

第二十条 条例第三十二条の規則で定める構造については、第五条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定を準用する。

(旅客特定車両停留施設に設ける乗降場)

第二十一条 条例第三十三条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

る。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（旅客特定車両停留施設に設ける便所）

第二十二條 条例第三十五條の規則で定める構造については、第十二條から第十四條までの規定を準用する。この場合において、第十三條第一項第一号中「条例第二十二條に規定する通路」とあるのは、「移動等円滑化された通路」と読み替えるものとする。

（旅客特定車両停留施設に設ける乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第二十三條 条例第三十六條の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第十五條第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合においては、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合においては、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（旅客特定車両停留施設に設ける案内標識）

第二十四條 条例第三十八條第三項の案内標識は、日本産業規格Z八二二〇に適合するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

会計年度任用職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員服務規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員服務規程（令和二年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「辞令の交付者又は伝達者（次項において「交付者等」という。）の面前において服務の宣誓を」を「知事に宣誓書を提出」に改め、同條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

様式第三号中「**所屬長**」及び「**認 印**」を削る。

様式第五号の二中「**印**」を削り、

「1 申請書と決定通知書の様式を一緒に提出すること。」

2 金銭等の受領額は、一回当たり、時間当たり等、その単位を明確にすること。を

3 承認に関する権限が委任されている場合は、あて名を委任者あてとすること。」

「1 金銭等の受領額は、一回当たり、時間当たり等、その単位を明確にすること。に改める。

2 承認に関する権限が委任されている場合は、あて名を委任者あてとすること。」

様式第五号の四中「**印**」を削り、

「1 申請書と決定通知書の様式を一緒に提出すること。」を  
 2 金銭等の受領額は、1 回当たり、時間当たり等、その単位を明確にすること。」に改める。  
 「金銭等の受領額は、1 回当たり、時間当たり等、その単位を明確にすること。」に改める。  
 様式第五号の四の二中「㊦」及び「申請書と許可書の様式を一緒に提出すること。」を削る。  
 様式第五号の五中「㊧」を削る。

- 「1 申請書と決定通知書の様式を一緒に提出すること。」
- 2 金銭等の受領額は、1 回当たり、時間当たり等、その単位を明確にすること。」を
- 3 承認に関する権限が委任されている場合は、あて名を受任者あてとすること。」
- 「1 金銭等の受領額は、1 回当たり、時間当たり等、その単位を明確にすること。」に改める。
- 2 承認に関する権限が委任されている場合は、あて名を受任者あてとすること。」

様式第五号の六中 「氏名」を

「氏名」を削る。  
 「氏名」に改め、「請求書と決定通知書の様式を一緒に提出す

ること。」を削る。

様式第六号中「㊨」を削る。

様式第七号中 「所属長」及び「印」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第二百六号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

十七 道路法施行令第十六条の三に掲げるもの 条例に定める占用料の十分の九に相当する金額を

減じた金額

附則

この告示は、令和四年三月二十五日から施行する。

## 教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令

職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、同項第二号及び第三号中「あつて」を「あつて」に改める。

第三条中「よつて」を「よつて」に改める。

第四条第一項中「署名押印」を「提出」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「署名押印」を「提出」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

## 人事委員会

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七―二―六十九

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第百二十八号）に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「地域部地域課」を「警備部警備課」に改める。

第九条第三項中「第十一条第三項」を「第十一条第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十一条第三項第一号の規則で定めるものは、感染症又はその疑いのある患者に接して行う作業とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則八一六―四十四

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四条第四項中「職員」を「学校職員」に改める。

第六条の二を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第六条の二 任命権者等は、学校職員に条例第八条第二項の規定によりすることを命ずることができる勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する所属以外の所属に勤務する学校職員 次に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる学校職員以外の学校職員 次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間

(2) 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する所属が次号に規定する所属からこの号に規定する所属となった学校職員 次の(1)及び(2)に定める時間及び月数

(1) 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに学校職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者等が指定するものに勤務する学校職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

2 任命権者等が、特例業務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務として任命権者等が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する学校職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた学校職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者等は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて学校職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該学校職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、学校職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十二条第一項中「条例第八条第二項の規定によりすることを命ずることができる勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）を「時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この項において同じ。）に改める。

第二十条第一項第二十七号中「職員」を「学校職員」に改める。  
別表第三中「職員」を「学校職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)第六条の二第一項第二号(ハに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間(令和四年四月以後の期間に限る。)」とする。

人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則八一七―十九

人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中、「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第七条(見出しを含む。)中、「第十九条第二号ロ」を「第十九条第二号」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十四年人事委員会告示第九号(人事委員会の権限(学校職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任)の一部を次のように改正した。

令和四年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

一 二中(六)から(九)までを(九)から(三)までとし、(五)の次に次のように加える。

(六) 規則八一六第六条の二第一項第一号ロ(2)に規定する人事委員会が定める期間、人事委員会が定める時間及び月数について定めること。

(七) 規則八一六第六条の二第二項に規定する人事委員会が定める期間及び人事委員会が定める場合について定めること。

(八) 規則八一六第六条の二第四項に規定する人事委員会が定める学校職員に時間外勤務を命ずる場

合における時間及び月数の上限に関し必要な事項について定めること。  
二 この告示の効力の発生する日  
令和四年四月一日